

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料のお知らせ・保険証の一斉更新～

問い合わせ
年金・長寿医療グループ (☎011-2137)
北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)

◎平成28年度の保険料額を、7月に個別にお知らせします

◎保険料の計算方法（年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算）

均等割 【1人当たり】 4万9,809円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得-33万円) × 10.51%	=	保険料(年額) ≪上限額57万円≫ ※100円未満切り捨て。
----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

▶保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

被保険者と世帯主（被保険者でない世帯主も含む）の所得の合計で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円（年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	9割	4,980円
33万円	8.5割	7,471円
33万円+（26万5,000円×世帯の被保険者数）	5割	2万4,904円
33万円+（48万円×世帯の被保険者数）	2割	3万9,847円

※昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、所得額から15万円引いた額で判定します。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割を5割軽減します。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入した時に被用者保険の被扶養者

だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主に会社員が加入している健康保険のことで、国民健康保険などは含まれません。

▶保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、年金・長寿医療グループにご相談ください。

▶保険料の支払い方法

保険料の支払いは、『年金からの支払い』と『口座振替』を選ぶことができます。

『口座振替』を希望する方は、ご本人の保険証・支払する口座の預金通帳・届け出印を持参の上、年金・長寿医療グループに申し込みください。

※『年金からのお支払い』から『口座振替』に変更する場合、申し込みの時期によって、『口座振替』に切り替わる時期が異なります。

※確定申告などの社会保険料控除は、保険料を支払う方に適用されます。

◎現在ご使用の保険証と減額認定証の有効期限は7月31日(日)です

◎保険証と減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しくなります

7月中に新しい保険証と減額認定証を郵送しますので、8月1日(月)からは新しいものを使用してください。

○新しい保険証と減額認定証の有効期限は、平成29年7月31日(月)までです。

○新しい保険証の色は水色、新しい減額認定証は黄緑色です。

◎新たに減額認定が必要となる方

現在、減額認定証をお持ちでない方で、交付要件（区分Ⅰまたは区分Ⅱ）に該当する方は、年金・長寿医療グループに申請してください。

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）または老齢福祉年金を受給されている方

区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の方で、『区分Ⅰ』に該当しない方



▲保険証



▲減額認定証